

告示第8号

木津川市精華町環境施設組合公告

一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和元年10月28日

木津川市精華町環境施設組合

管理者 河井 規子

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 打越台環境センター解体・撤去工事
- (2) 工事番号 1—工事—1
- (3) 工事場所 京都府相楽郡精華町大字北稲八間 地内
- (4) 工期 木津川市精華町環境施設組合議会の議決を得た日の翌日から令和3年1月29日（金）まで（予定）

なお、この公告に係る契約の締結については、仮契約締結後、木津川市精華町環境施設組合議会の議決を要し、当該議決を得たときに本契約として成立するものである。

2 工事概要

- 打越台環境センター（ごみ焼却施設）及び付帯施設の解体・撤去、跡地整地
- ・工場棟及び管理棟（合棟）
 - 構造及び規模 鉄骨造一部RC造、地下1階地上3階
 - 延床面積 2,207.75m²
 - 処理能力 60t/日（30t/16h×2炉）
 - 煙突 鉄筋コンクリート造、高さ50m
- ・付帯施設等
- ※詳細については、仕様書のとおり。

3 予定価格 439,502,000円（税抜き）

4 契約条項を示す場所等

契約条件を示す場所、設計図書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地等

〒619-0211 京都府木津川市鹿背山川向1番地2

木津川市精華町環境施設組合 事務局 打越台環境センター撤去担当室

電話番号（0774）72-1010

ファクシミリ番号（0774）72-1020

e-mailアドレス tekkyoshitsu@kizugawa-seika-kankyo.or.jp

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 共同企業体の要件

ア 構成員の数は2社とし、その内訳は（2）及び（3）の要件を満たす代表者、（2）及び（4）の要件を満たすその他の構成員であること。

イ 自主結成された共同企業体であること。

ウ 全ての構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

(2) 共同企業体の構成員の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。

ウ 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

エ 精華町暴力団排除条例（平成23年精華町条例第30号）第2条第4号に規定する暴力団員等ではないこと。

オ 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、木津川市、精華町又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）がなされていないこと。

カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

キ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

a 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合

の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 代表者の要件

ア 建築一式工事に係る木津川市又は精華町における令和元年度建設工事競争入札参加有資格者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建築工事業及び解体工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)(審査基準日が令和元年10月28日以前1年7月以内で、直近のもの)の「建築一式工事」及び「解体工事」の総合評定値(P)が、それぞれ1200点以上の者であること。

エ 監理技術者として建築一式工事に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ただし、当該技術者は営業所の専任技術者を兼ねることはできない。

オ 平成21年度以降において、国(公社、公団及び独立行政法人を含む。以下同じ。)又は地方公共団体(一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ。)が発注した廃棄物焼却処理施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(平成13年厚生労働省基発第401号の2)に基づき実施された一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するごみ処理施設。ただし、焼却施設を含むものに限る。以下同じ。)で准連続運転による焼却能力60t/日相当以上の施設の解体・撤去工事の元請としての完工実績が1件以上あること。なお、共同企業体での施工実績は、代表構成員のときのものに限る。

カ 出資比率が、構成員中最大の者であること。

(4) その他の構成員の要件

ア 木津川市又は精華町における令和元年度建設工事競争入札参加有資格者で、木津川市内又は精華町内に主たる営業所を置く者であること。

イ 建設業法第3条の規定による建築工事業又は解体工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)(審査基準日が令和元年10月28日以前1年7月以内で、直近のもの)の「建築一式工事」の総合評定値(P)が700点以上の者、又は「解体工事」の総合評定値(P)が650点以上の者であること。

エ 主任技術者として建築一式工事又は解体工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格(国家資格に限る。)を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ただし、当該技術者は営業所の専任技術者を兼ねることはできない。

6 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 一般競争入札参加資格確認資料

- ア 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し
- イ 代表者及びその他の構成員について、配置予定技術者調書
- ウ 代表者について、5の（3）のオに掲げる解体・撤去工事に係る施工実績調書
- エ 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）の写し
- オ 特定建設工事共同企業体委任状の写し

(3) 資格審査資料は次に従い作成すること。

ア 配置予定技術者調書

5の（3）のエ及び5の（4）のエに掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を、代表者にあつては様式2-1に、構成員にあつては様式2-2に記載し、配置予定技術者の資格を証明する書類を併せて添付すること。

なお、この場合においては、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することができるが、すべての候補者について条件を満たしていること。

また、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できる者とし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。また、施工に当たって配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等極めて特殊な場合に限る。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

イ 施工実績調書

5の（3）のオに掲げる資格があることを判断できる施工実績を少なくとも1件、様式3により作成すること。

なお、記載した施工実績に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判断できる最小限の図書等の写しを併せて提出すること。なお、設計条件が記載されていれば、工事情報実績システム（CORINS）へ登録済みの工事カルテにより提出することも可とする。

7 入札手続等

手続等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和元年10月28日(月)午前9時から 令和元年11月11日(月)午後5時まで	共通事項1のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和元年10月28日(月)午前9時から 令和元年12月6日(金)正午まで	共通事項1のとおり

入札参加資格確認申請書等の受付	令和元年11月8日(金) 午前9時から午後5時まで 令和元年11月11日(月) 午前9時から午後5時まで	共通事項2のとおり
質問の受付	申請書等に関する質問 : 令和元年11月7日(木)正午まで 設計図書に関する質問 : 令和元年11月25日(月)正午まで (ただし、土・日・祝日を除く) 現場説明に関する質問 : 令和元年12月2日(月)正午まで	共通事項4のとおり
質問の回答期限	申請書等に関する回答: 随時 設計図書に関する回答 : 令和元年11月29日(金)午後4時まで (ただし、土・日・祝日を除く) 現場説明に関する回答 : 令和元年12月4日(水)午後4時まで	共通事項4のとおり
入札参加資格確認通知書発行予定日	令和元年11月13日(水)	郵送による
現場説明会	令和元年11月27日(水) 令和元年11月28日(木)	現場説明を希望する者に説明時間を別途通知
入札期間	令和元年12月6日(金) 午前9時から午後5時まで 令和元年12月9日(月) 午前9時から午後5時まで	共通事項5のとおり
開札日時	令和元年12月10日(火) 午前10時00分 開札会場 環境の森センター・きづがわ 会議室3-4	立会者について別途通知

8 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

9 落札者の決定方法

税抜予定価格以下で最低の価格により入札した者を落札者とする。

ただし、税抜予定価格を超えて入札した者は失格とする。

また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじを実施し、落札者を決定する。

10 支払条件

(1) 前払金

請求があった場合、契約金額の4割以内の金額を前払いする。

(2) 中間前払金

請求があった場合、契約金額の2割以内の金額を中間前払いする。(ただし、前払金の支出後、工期の2分1を経過し、かつ既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当している場合において請求できるものとする。)

(3) 部分払

有(1回 ただし、令和2年度において請求できるものとする。)

(4) 中間前金払と部分払の選択

「木津川市公共工事に係る前金払等取扱要領」の定めるところに準じる。

1.1 その他

(1) 1から10までに定めるもののほか、木津川市精華町環境施設組合財務規則、木津川市精華町環境施設組合の工事等に係る競争入札心得、一般競争入札公告共通事項の定めるところによるものとし、これらを遵守すること。

(2) 入札前の談合情報等により、入札が公平に行われないと認められるとき、又は、災害その他のやむを得ない理由があるときは、入札の中止あるいは、期日を延期することがある。

(3) 本入札において、5の(2)のキに規定する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当するすべての者の入札を無効とする。

ただし、そのうちの一人が入札をするまでにその者を除くすべての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。

(4) 特定建設工事共同企業体の名称は、「〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体」とすること。

(5) 落札者は、仮契約締結までに特定建設工事共同企業体委任状の正本を提出すること。

(6) 落札後の契約は、木津川市精華町環境施設組合議会の議決を得るまでは仮契約とするが、仮契約の当事者が入札執行の日の翌日から木津川市精華町環境施設組合議会の議決を得る日までに、木津川市、精華町又は京都府の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。

(7) その他については、共通事項のとおりとする。

以 上。

一般競争入札公告共通事項

1 設計図書の入手方法等

(1) 確認申請書等の入手方法

ア 原則として、該当の公告に示す配布期間に、木津川市精華町環境施設組合環境の森センター・きづがわのホームページ(アドレス<http://kizugawa-seika-kankyo.or.jp>)からダウンロードすること。

イ やむを得ず窓口配布を希望する場合は、該当の公告に示す配布期間(午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に、該当の契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

なお、窓口配布の場合、確認申請書等は、当該工事の入札参加要件を満たす者に限って有償で配布する。

(2) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧設計図書については、木津川市精華町環境施設組合環境の森センター・きづがわのホームページからダウンロードできる。なお、設計図面については、図面中に記載の縮尺とは差異が生じる場合があるので注意すること。

イ 閲覧設計図書の全部については、該当の公告に示す閲覧期間(午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に、該当の契約条項を示す場所で閲覧することができる。

なお、閲覧設計図書の全部の入手を希望する場合は、該当の契約条項を示す場所に問い合わせること。

2 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、該当の公告に示す提出書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

公告に示す提出書類は、その契約条項を示す場所に持参又は郵送すること。(申請書の受付期間内(午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に必着させるとともに、郵送にあつては郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)

(2) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出書類はA4版又はA3版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、返却しないものとする。

エ 提出された書類は、本組合において無断使用することはない。

オ 虚偽の記載をした者は、当該入札への参加を認めない。

3 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本組合に対して入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して

5日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

4 確認申請書、資格確認資料及び設計図書に関する質問回答

(1) 質問については、指定の様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、電子メールで該当の契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送又は持参によるものは受け付けない。なお、質問を送信した場合は、必ず、該当の契約条項を示す場所に連絡をし、本組合が電子メールを受信したことを確認すること。）

(2) 回答については、確認申請書及び資格確認資料に関する質問にあつては速やかに、設計図書に関する質問にあつては該当の公告に示す日に本組合のホームページに掲載する。

5 入札手続等

(1) 入札の方法

入札者は、該当の契約条項を示す場所に入札書及び工事費内訳書を持参又は郵送すること。（入札書の受付期間内（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に必着させるとともに、郵送にあつては郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）

(2) 入札書受付期間

入札書受付期間のうち、最終日は、トラブル発生処理等の予備日とするため、原則最終日の前日までに入札書を提出すること。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。千円未満まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(4) 工事費内訳書

ア 入札書の提出に併せ、工事費内訳書を提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。

ウ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は本公告で指示した金抜設計書の項目に一致させること。

なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格（消費税込み）以下で作成すること。

また、工事費内訳書の表紙には、工事名、工事番号及び商号（名称）を記載すること。

エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利

義務を生じるものではない。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 公告の5に掲げる資格のない者の行った入札、又は代理権のない者がした入札
- イ 入札参加資格の確認を受けていない者の行った入札
- ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- エ 他人の名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札
- オ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- カ 入札参加資格確認後、木津川市、精華町又は京都府の指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けて開札時点において指名停止措置の期間中である者、指名停止措置の期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- キ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札
- ク 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札
- ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者の行った入札
- コ 所定の入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行わない者。ただし、入札保証金免除の場合は、この限りではない。
- サ 開札の日時において有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札
- シ 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提出した者の行った入札
- ス 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提出した者の行った入札
- セ 開札日において有効な経営事項審査の結果通知のない者の行った入札
- ソ その他入札条件に違反した者の行った入札

(6) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札を辞退することができる。辞退する場合、入札書を提出以降、開札の開始に至るまでの間は入札辞退届を該当の契約条項を示す場所へ持参すること。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 入札書の提出方法

- ア 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、工事名及び入札書が在中している旨を記載し、契約担当者あての親展とする。
- イ 表封筒の中には、「入札書」と記載した中封筒、「工事費内訳書」と記載した中封筒を入れる。
- ウ 「入札書」と記載した中封筒には、入札書を入れ、封印等の処理をする。
- エ 「工事費内訳書」と記載した中封筒には、内訳書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。
- オ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

6 入札保証金
免除する。

7 契約保証金

落札者は、予定価格が500万円以上の工事については、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第10条第5項の規定に準じた「誓約書」を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合も同様とする。

9 契約書の作成

落札者の決定後、落札決定通知書で指定した日までに作成し提出すること。

10 その他

- (1) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 落札者が確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合には落札決定を取り消す。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (4) 開札後、契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (5) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。
なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。
- (6) 現場代理人については、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできない。ただし、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
なお、これに違反した場合は、契約の解除を行うことがある。
- (7) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第10条第5項の規定に準じて「誓約書」を提出すること。なお、誓約書を提出しない場合は、契約しない。
- (8) 落札者は、原則として資格確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 落札者は、契約の履行にあたり労働関係法令等を遵守すること。

以 上。